

大田区立消費者生活センターからのお知らせ

不用品回収の投げ込み広告に注意してください

<相談事例>

不要な家具や家電を処分するため、ポストに入っていた不用品回収業者のチラシを見てその業者のホームページを検索した。定額パックの案内があり、ワンルームから1Kの部屋で「2万円～」と記載があった。自分の部屋はワンルームであるため、せいぜい5万円ぐらいに収まるだろうと思いこの業者に連絡をした。来訪した業者が荷物を確認して見積書を作成したが20万円と高額であった。想定した金額より高いことを伝えると1万円値引きとなり、19万円で契約し現金で払ってしまった。後でよく考えてみると、高すぎるので返金して欲しいがどのようにしたら良いか。



<アドバイス>

- ・一般家庭から出る廃棄物は自治体の統括的な責任のもとで適正に処理する必要があるため、市区町村が案内するルールで処分してください。大田区では清掃事務所が粗大ごみ回収を受け付けています。また、家電リサイクル法の対象品目については、同法に基づき適切に処分をしてください。
- ・一般廃棄物収集運搬業の無許可事業者の場合、回収された不用品が適切に処分されているか確認できず不法投棄される恐れがあります。
- ・インターネットサイト等で安価な料金を謳っていても、様々な名目で追加料金が発生し高額な請求をされる場合があります。もし市区町村以外に不用品回収を依頼する場合は、許可を有する複数業者から見積りを取り、追加料金が発生しないことやキャンセル料などを十分確認してから依頼してください。
- ・作業開始前に料金や作業内容を改めて確認しましょう。作業後に、見積り額と異なる高額な請求を受けた場合は、その場での支払いは断りご相談ください。

[消費生活のお困りごとは 大田区立消費者生活センターに！]

相談専用電話 03-3736-0123

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分まで
(祝日、年末年始を除く)

土曜日・日曜日、祝日は国・都の機関がお受けします

消費者ホットライン 188 (いやや)

土曜日 午前9時～午後5時まで 日曜日、祝日 午前10時～午後4時まで
(年末年始、点検日等のときを除く)